

## 長期優良住宅審査料金

長期優良住宅の技術的審査料金は、全住戸数をMとし、法延床面積に応じて、  
下表に示す額とします。

(単位：円 消費税込)

法延床面積 (m <sup>2</sup> )	技術的審査料金 (単独申請)		設計住宅性能評価と同時申請
	基本料金	戸当り料金	
～ 1,000	15,750	+ 4,725 x M	3,150 x M
1,000超 ～ 2,000	31,500	+ 4,725 x M	3,150 x M
2,000超 ～ 3,000	47,250	+ 4,725 x M	3,150 x M
3,000超 ～ 5,000	78,750	+ 4,725 x M	2,625 x M
5,000超 ～ 7,000	110,250	+ 4,725 x M	2,625 x M
7,000超 ～ 10,000	157,500	+ 4,725 x M	2,625 x M
10,000超 ～ 15,000	220,500	+ 4,200 x M	2,100 x M
15,000超 ～ 20,000	294,000	+ 4,200 x M	2,100 x M
20,000超 ～ 30,000	441,000	+ 4,200 x M	2,100 x M
30,000超 ～ 50,000	682,500	+ 3,675 x M	1,575 x M
50,000超 ～ 75,000	1,023,750	+ 3,675 x M	1,575 x M
75,000超 ～ 100,000	1,365,000	+ 3,675 x M	1,575 x M
100,000超～	1,706,250	+ 3,675 x M	1,575 x M

### (注記)

1. 小規模マンション(20戸以下)の場合はM=20といたします。
2. 料金表は、技術的審査9区分(居住環境の維持を除く)までの料金です。
3. 技術的審査10区分(居住環境の維持を含む場合)は、別途50,000円(単独申請のみ)を加算します。
4. 料金割引には、申請回数割引、申請戸数実績割引などの制度があります。
5. 建築基準法の確認審査と同時申請する場合は、上記の技術的審査料を10%割引きます。
6. 単独で技術的審査を申請した後、予め当機関が定めた期間内に設計住宅性能評価の申請を行なった場合は、技術的審査料金(基本料金)の80%を設計住宅性能評価料金から割引きます。
7. 限界耐力計算等の特別な計算方法による場合は、別途料金を加算します。
8. 構造棟が3棟以上ある場合は、別途料金を加算します。
9. 計画の変更に係る技術的審査料金は戸当り3,000円となります。
10. 構造計算書・構造設計図書の変更に係る技術的審査料金は、別途協議といたします。
11. 上記5及び6の重複割引は、行ないません。
12. この料金表に定めのない事項については、別途協議といたします。